

支給対象者判定のフロー図

給与の支払いを受けている被保険者である。

はい

いいえ

- ①発病の原因が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、又は発熱等の症状(※1)があり当該感染症の感染が疑われる。
- ②療養のために就労することができなかった期間が4日以上ある。
- ③就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかった。
- 上記①～③にすべて該当する。

いいえ

支給対象ではありません。

(※1)

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
 - 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- (※)糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている
- のいずれかに該当する場合のこと。

はい

帰国者・接触者相談センターへ連絡した。

はい

いいえ

医療機関を受診した。

医療機関を受診した。

はい

いいえ

はい

いいえ

発病の原因が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる。又は、医師により、外出制限の日が設けられた。

症状が軽い等の理由で、医療機関を受診されなかった方は、事業主の証明により、支給対象となります。

発病の原因が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる。又は、医師により、外出制限の日が設けられた。

やむを得ない理由(※2)によりセンターに相談できていない場合は、事業主の証明により、支給対象となります。

はい

いいえ

はい

いいえ

医療機関の証明により、支給対象となります。

支給対象ではありません。(※3)

医療機関の証明により、支給対象となります。

支給対象ではありません。(※3)

(※2) (例) 高熱・呼吸苦が続き架電不能、センターがずっと通話中で繋がらない等

(※3) ただし、新型コロナウイルス感染症の対象外だと判明した日までは、感染が疑われる期間として、事業主の証明により支給対象となります。